

## 札幌市農業協同組合行動計画

当組合では、仕事と生活の調和を図り、職員がその能力を十分発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日

2. 内 容

目 標	平成 33 年 3 月までに、年次有給休暇の取得日数を一人あたり平均年間 12 日以上とする。
-----	---

《対 策》

1. 管理者に対しては、勤務状況整理簿、勤務時間申告書により配下職員の年次有給休暇取得状況の実態把握を徹底させ、計画的な取得に向けた取り組みを指示する。
2. 規程に定める年次有給休暇付与の際、付与日数とともに年次有給休暇消化率を通知し、取得の奨励を図る。

《参考数値》

平成 29 年度・当組合における平均有給消化日数

\* 4 月基準職員 ～ 9. 0 日 (H29. 4～H30. 3 末)

\* 1 0 月基準職員 ～ 8. 0 日 (H28. 10～H29. 9 末)

以上